

原付・小型特殊の学科試験手続き

受験資格	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の住所と運転免許証(所有している方)の住所が愛媛県であること。 16歳以上であること。 過去に「免許の拒否」や「取消処分」を受けた方又はこれらの処分を受けずに免許を失効させた方が新たに免許を取得する場合、受験日前1年以内に「取消処分者講習」を受講していること。 <p>※ 受験日以前に違反や事故で処分点数に達している方は、試験に合格しても交付できない場合があります。</p>			
申し込み	<p>学科試験を受けるためには、管轄の警察署での事前の申し込みが必要です。</p> <p>※ 事前の申し込みをせずに直接免許センターに来られても、学科試験は受験できません。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 501 363 640">受付場所</td> <td data-bbox="368 501 1535 640"> <p>住所地を管轄する警察署(交通課窓口)</p> <p>※ 内子交番、野村交番、鬼北交番管内に住所がある方は、それぞれ管轄の交番でも申し込みができます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 647 363 707">受付時間</td> <td data-bbox="368 647 1535 707">AM8:30~PM5:00(平日のみ、土・日・祝日、12/29~1/3 除く)</td> </tr> </table>	受付場所	<p>住所地を管轄する警察署(交通課窓口)</p> <p>※ 内子交番、野村交番、鬼北交番管内に住所がある方は、それぞれ管轄の交番でも申し込みができます。</p>	受付時間
受付場所	<p>住所地を管轄する警察署(交通課窓口)</p> <p>※ 内子交番、野村交番、鬼北交番管内に住所がある方は、それぞれ管轄の交番でも申し込みができます。</p>			
受付時間	AM8:30~PM5:00(平日のみ、土・日・祝日、12/29~1/3 除く)			
必要なもの	<p>申し込みのとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 本籍(国籍)の記載された住民票1通、運転免許証をお持ちの方は運転免許証 ※ マイナンバー省略のもの。コピー不可。 身分証明書類 運転免許証、運転免許証を持っていない方は健康保険被保険者証、住基カード、マイナンバーカード、パスポート等を提示して下さい。 *提示されない場合は申請の受理はできません。 申請用写真1枚(縦3cm×横2.4cm、無帽・無背景で6ヶ月以内に撮影したもの。) 印鑑(認印) 手数料 原付 6,000円(原付講習手数料4,500円、申請手数料1,500円) 小型特殊 1,500円 			
	<p>学科試験のとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 筆記用具(鉛筆、シャーペン、消しゴム) 申請書類(申し込みのときに作成した書類) 交付手数料 2,050円 印鑑(認印) 取消処分者講習修了証明書(取消処分を受けた方) 原付講習終了確認書(原付講習を受けた方) 申請手数料(不合格になり再び受験する場合)1,500円 			
講習	<p>申し込みをしてから免許証の交付を受けるまでの間に原付講習の受講が必要です。免許センター又は教習所(要予約)での受講となります。</p> <p>受講要領は、申し込みの際にご案内します。</p>			
学科試験の受付時間	<p>申し込みの翌日から10日目以降の土、日、祝休日、12/29~1/3を除く日に受験できます。ただし、警察署で受験する場合は試験実施日が指定されていますので注意してください。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1637 416 1697">免許センター</td> <td data-bbox="421 1637 1535 1697">AM8:30~AM9:00(平日のみ)</td> </tr> </table>	免許センター	AM8:30~AM9:00(平日のみ)	
	免許センター	AM8:30~AM9:00(平日のみ)		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1704 416 1854">警察署</td> <td data-bbox="421 1704 1535 1854"> <p>住所地管轄の警察署が、松山東、松山西、松山南、伊予署以外の方のみ。</p> <p>指定日の AM8:30~AM9:00</p> <p>試験は2、3カ月に1回程度、四国中央、新居浜、今治、伯方、大洲、八幡浜、宇和島、愛南警察署で実施しています。</p> </td> </tr> </table>	警察署	<p>住所地管轄の警察署が、松山東、松山西、松山南、伊予署以外の方のみ。</p> <p>指定日の AM8:30~AM9:00</p> <p>試験は2、3カ月に1回程度、四国中央、新居浜、今治、伯方、大洲、八幡浜、宇和島、愛南警察署で実施しています。</p>		
警察署	<p>住所地管轄の警察署が、松山東、松山西、松山南、伊予署以外の方のみ。</p> <p>指定日の AM8:30~AM9:00</p> <p>試験は2、3カ月に1回程度、四国中央、新居浜、今治、伯方、大洲、八幡浜、宇和島、愛南警察署で実施しています。</p>			
<p>※受付→適性試験(視力等)→学科試験の順となります。</p> <p>※免許センターで学科試験を受験し、引き続いて原付講習を受ける方は、バイクに乗れる服装(長袖・長ズボン・運動靴など)でお越しください。</p>				

原付講習の実施について

原付講習とは

原付講習とは、安全運転に必要な知識についての講義1時間、原付の操作・走行方法などの技能2時間、合計3時間の原付免許を取得する際に必要な講習です。学科試験に合格しても、原付講習を受講していない方は原付免許の交付を受けることができません（取消処分者講習受講済の方を除く）。

1 実施場所

原付講習は運転免許センターで受講できるほか、県内の下記自動車教習所（学校）でも受講できます。

原付講習の実施場所は下表のとおりです。

実施場所名	所在地	電話番号
愛媛県交通安全協会(免許センター)	松山市勝岡町1163-7	089-978-2837
宇摩自動車教習所	四国中央市川之江町4087-30	0896-58-2949
四国中央自動車学校	四国中央市具定町660	0896-24-2128
中央新居浜自動車学校	新居浜市清水町12-94	0897-33-4851
西条ドライビングスクール	西条市石田284	0898-64-3018
今治自動車教習所	今治市東村南1丁目1-1	0898-48-0080
今治中央自動車教習所	今治市小泉5丁目11-21	0898-32-0125
波止浜興産自動車教習所	今治市内堀2丁目1-15	0898-41-9059
愛媛自動車学校	松山市吉藤2丁目2-38	089-925-5011
城西自動車学校	松山市中央1丁目1-41	089-925-0105
石原自動車教習所	松山市空港通4丁目8-12	089-972-1010
第一自動車教習所	松山市朝生田町4丁目4-32	089-932-1152
あいしょくドライビングスクール	東温市野田2丁目11-1	089-964-7272
上浮穴自動車教習所	上浮穴郡久万高原町上野尻甲685	0892-21-1155
大洲自動車教習所	大洲市新谷甲1177	0893-25-0311
八幡浜自動車教習所	八幡浜市保内町宮内1-182-1	0894-36-0777
宇和自動車教習所	西予市宇和町上松葉420	0894-62-2210
宇和島自動車学校	宇和島市伊吹町968-1	0895-22-4671
南宇和自動車教習所	南宇和郡愛南町城辺甲531	0895-72-0593

2 原付講習の受講時機

警察署での申し込みの後、学科試験の前後を問わず任意の時機に免許センター又は県内の教習所で原付講習を受講できるようになります（予約が必要です）。

免許センターで受験される方は、学科試験の後に引き続いて免許センター内で原付講習を受講することもできます。

3 原付免許取得までの流れ

原付免許を取得するには、次の手続きが必要です。

- (1) 申し込み
管轄の警察署で申し込みが必要です。
- (2) 原付講習の受講
警察署で申し込みを済ませてから受講してください。
教習所での講習を希望される方は、講習実施日を確認したうえ教習所へ予約をしてください。
免許センターで原付講習のみを受ける方は、免許センター1階の窓口③（安協）で「原付講習を受講する」旨を直接お申し出ください。
学科試験と原付講習の両方を受ける方は免許試験の申請（受付）の際にお申し出ください。
- (3) 学科試験の受験
学科試験は申し込みの翌日から10日目以降に受験できます。学科試験は免許センター又は警察署で実施しています。
※ 警察署での受験（松山東、松山南、松山西、伊予署管内に住所がある方は免許センターのみ）
 - ・ 受験できる警察署は、四国中央、新居浜、今治、伯方、大洲、八幡浜、宇和島、愛南警察署です。（2、3ヶ月に1回実施）
 - ・ 各警察署に受験日時を確認してください。
 - ・ 住所地を管轄する警察署で試験を実施していない方は、隣接する警察署で受験することが可能ですので、ご相談下さい。
- (4) 免許証の交付
学科試験に合格し、原付講習を受講済みの方は免許証が交付されます。
警察署で受験された方は、後日交付となります。

詳しくは「原付・小型特殊の学科試験手続き」をご覧ください。

4 注意事項

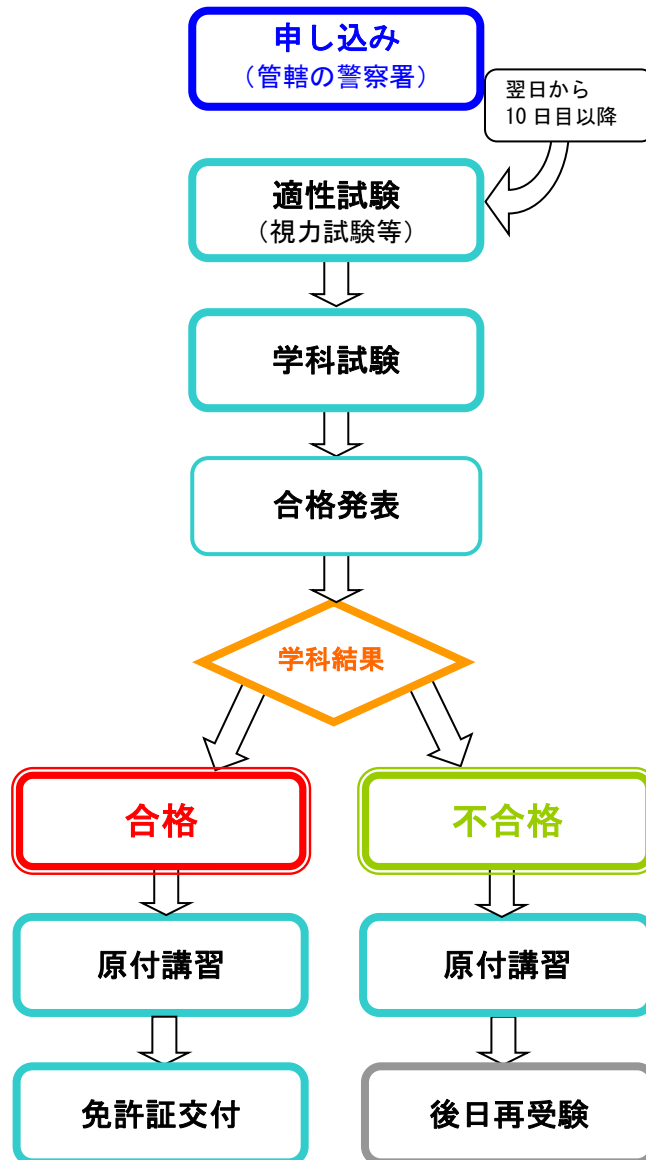
原付講習を受講すれば、「原付講習終了確認書」が発行されます。この確認書の有効期限は1年です。確認書の有効期限内に学科試験に合格できなければ、再度講習手数料を支払い、原付講習を受講しなければなりません。

「原付講習終了確認書」は愛媛県内でのみ有効な書類です。原付講習を受講した後、学科試験に合格しないまま県外に引っ越すなどの事情が生じた方は、管轄の警察署または免許センターにご相談ください。

別紙

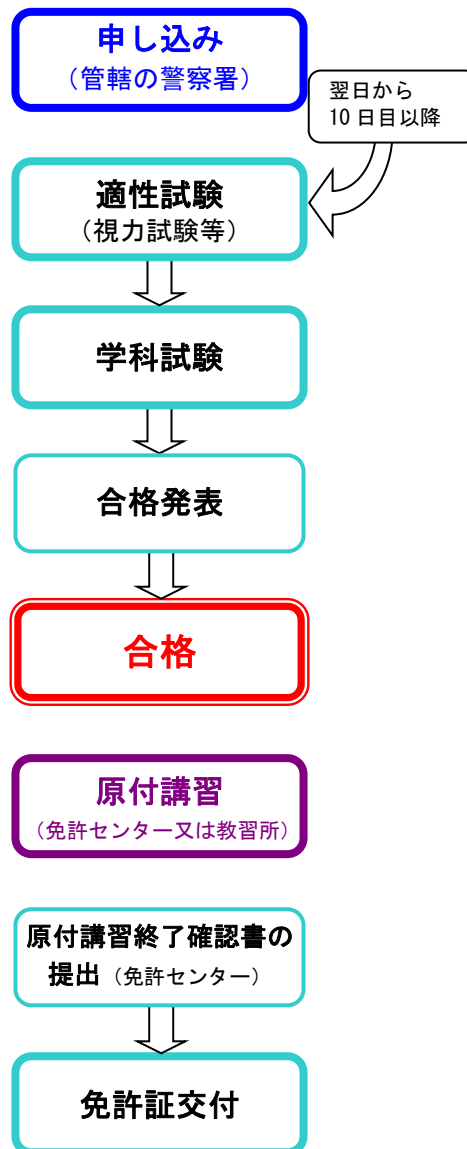
1 免許センターでの受験

(1) 学科試験受験後、引き続き原付講習を受講する場合

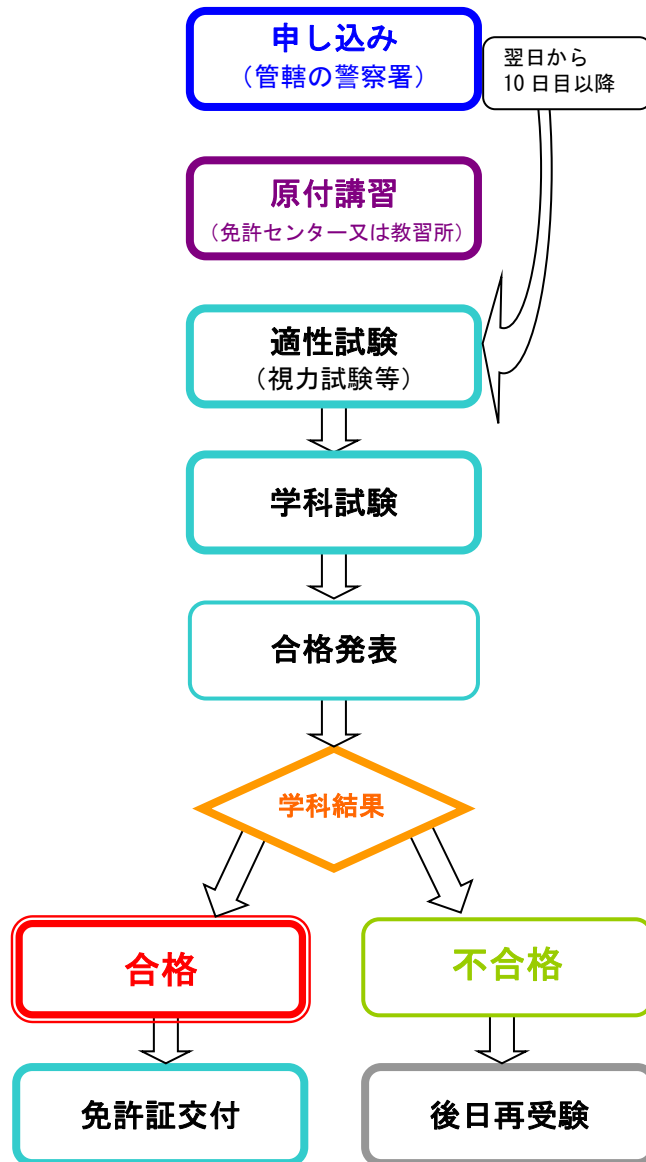


※ 後日再受験して学科試験に合格すれば、合格発表後に免許証を作成・交付となります。

(2) 学科試験合格後、後日原付講習を受講する場合。



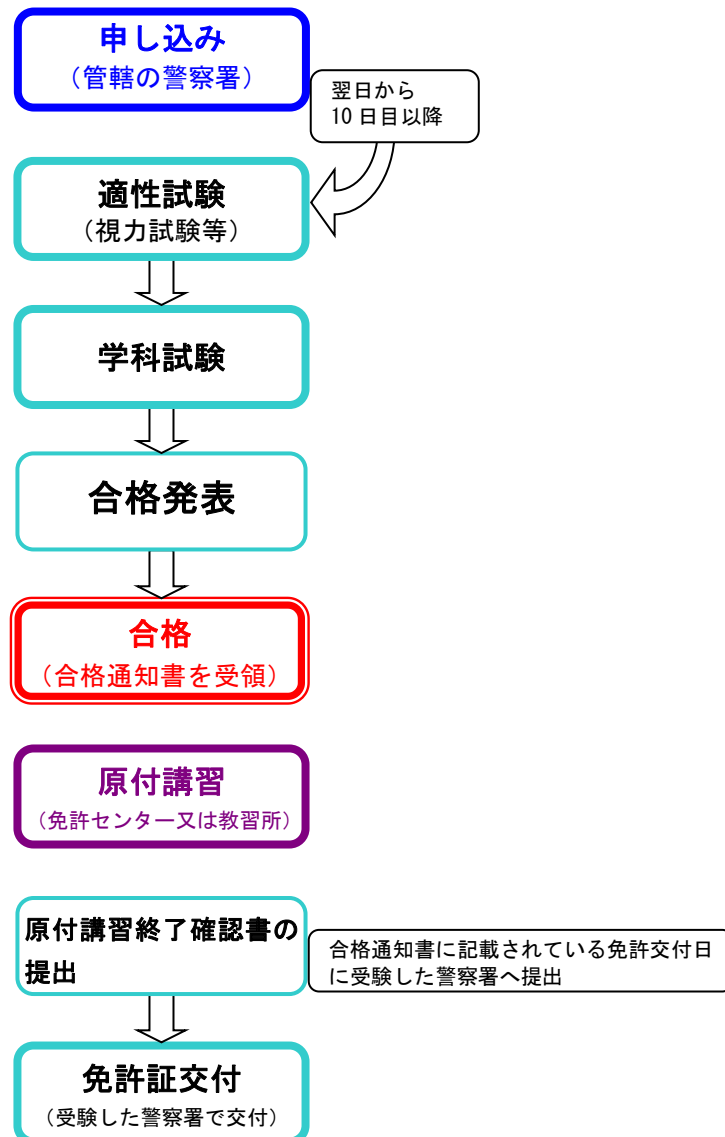
(3) 事前に原付講習を受ける場合



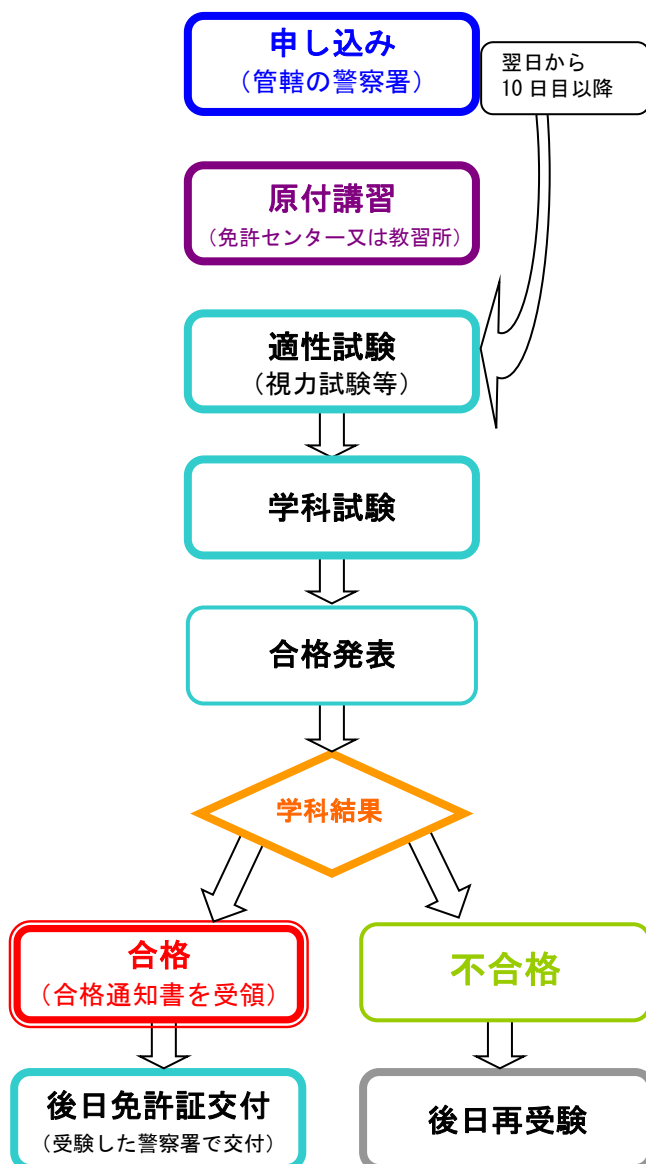
※ 原付講習終了確認書は、試験の受付時に申請書と一緒に提出してください。

2 警察署での受験

(1) 学科試験合格後、原付講習を受ける場合



(2) 事前に原付講習を受ける場合



※ 原付講習終了確認書は、試験の受付時に申請書と一緒に提出してください。